

住宅用太陽光発電初期費用ゼロ促進の増強事業 Q & A

目次

<全体>	1
Q 1 本事業の目的は何ですか。住宅所有者にはどのようなメリットがありますか。	1
Q 2 仮に多くの申請があり、申請額が予算額を超えた場合はどうなりますか。	1
Q 3 助成金全額を住宅所有者に還元することとありますが、具体的にはどういった還元方法がありますか。	1
Q 4 新築住宅、既存住宅どちらへの太陽光発電システム等設置であっても助成対象ですか。	1
Q 5 固定価格買取制度（FIT）の活用は可能ですか？	2
Q 6 他の補助金との併給は可能ですか。	2
Q 7 住宅兼事務所として使っている建物への太陽光発電システム等の設置は対象になりますか。	2
Q 8 カーポートへの太陽光発電システム設置は対象になりますか。	2
Q 9 何らかの事情で住宅所有者との契約を解除する場合、助成金返還の必要がありますか。	2
<主に事業者向け>	3
Q 1 0 助成対象となる「住宅」の定義は何ですか。常に居住しているわけではない別荘等の建物は対象となりますか。	3
Q 1 1 助成金額が住宅所有者に請求するサービス料金等の総額を上回る場合、助成金をどのように住宅所有者に還元すればいいですか。	3
Q 1 2 「電力販売」による太陽光発電システム等設置サービスをしています。太陽光発電システムからの電気の従量料金単価（円／kW）を引き下げることで、住宅所有者に還元を行っても良いですか。契約期間の想定発電量を推定し、助成金全額が還元されると思われる従量料金を設定する予定です。 ..	3
Q 1 3 住宅所有者へ助成金全額を一括で最初に支払ってしまってもいいですか。	3
Q 1 4 助成金の交付申請にあたり、住宅所有者と契約締結し、かつ太陽光発電システム等が設置されている必要があるとのことですが、設置とはどのような状態を指しますか。電力会社との接続契約が終了していないといけないのでしょうか。	3
Q 1 5 建売住宅や分譲住宅について、住宅建築と同時に太陽光発電システム等を設置して売り出すため、太陽光発電システム等の設置が初期費用ゼロサービスの契約より前になることがあります。このような場合でも助成対象になりますか。	4
Q 1 6 助成を受けるには、必ず登録した事業プランと同じ利用料金で契約を結ぶ必要があるのでしょうか。	4
Q 1 7 初期費用ゼロサービスを提供する事業者が助成金受領後に倒産した場合、助成金返還の扱いはどうなりますか。	4
Q 1 8 事業プランの登録後に分社や合併によって法人が変わった場合、登録した事業プランは引き継が	

れますか。	5
Q 1 9 不動産会社所有の戸建（賃貸物件）への設置の場合は、入居状況に関わらず申請可能ですか。また、初期費用ゼロで太陽光発電システム等を設置するサービスを提供する事業者からの助成金還元先は不動産会社ですか、入居者ですか。	5
Q 2 0 二世帯住宅について、各住戸が個別の受電契約により初期費用ゼロサービスの契約をした場合は、どのように申請すればいいですか。	5
Q 2 1 未使用品はどのような基準で判断するのでしょうか。	5
Q 2 2 各種申請書類の返却は可能ですか。	5
Q 2 3 契約が終わったら住宅所有者に無償譲渡する義務はありますか。	5
Q 2 4 特別養護老人ホームやサービス付高齢者向き住宅等、高齢者福祉施設は助成対象となりますか。	6
Q 2 5 太陽光発電システムから得られる電気の環境価値の取り扱いについて、制限はありますか。	6
Q 2 6 自社製品の太陽光発電システム等を設置する場合や、設置工事を自社で行う場合、領収書が提出できないのですがどうすればいいですか。	6
<主に住宅所有者向け>	6
Q 2 7 自宅の屋根に太陽光発電システムを設置したいのですが、住宅所有者がこの助成金を申請することは可能でしょうか。	7
Q 2 8 登録された事業プランは信用できるものでしょうか。	7
Q 2 9 本助成金を利用し太陽光発電システム等を設置した後に、太陽光発電システム等の不具合が発生したらどうすればいいですか。	7
Q 3 0 サービスが途中で打ち切られることはないのでしょうか。	7

<全体>

Q 1 本事業の目的は何ですか。住宅所有者にはどのようなメリットがありますか。

A

本事業は、太陽光発電システム等の設置に際しての住宅所有者の初期費用負担のハーダルを下げ、太陽光発電システム等の導入拡大を進めるため、初期費用ゼロで太陽光発電システム等を設置するサービスを提供する事業者に対し助成するものです。

助成金は事業者に支払われますが、利用料の低減等を通じ、事業者から住宅所有者に全額還元されます。

Q 2 仮に多くの申請があり、申請額が予算額を超えた場合はどうなりますか。

A

申請は先着順に受理することとし、仮に受理された申請の合計額が予算額を超えた場合には、その日をもって受理を停止します。当該予算超過日に複数の申請があった場合は、抽選を行い、受理するものを決定します。

事業プラン登録済みの事業者には、申し込み状況を適宜通知いたします。

Q 3 助成金全額を住宅所有者に還元することとありますが、具体的にはどういった還元方法がありますか。

A

助成対象となる各事業プランのサービス料金等から定額を割引く（屋根借りの場合は毎月の屋根使用料に定額を加算する。）等の方法がございます。また、助成金全額を一括で住宅所有者に支払うことも可能です。

なお、蓄電池等物品での還元は認められません。

Q 4 新築住宅、既存住宅どちらへの太陽光発電システム等設置であっても助成対象ですか。

A

新築住宅、既存住宅どちらも対象です。ただし、太陽光発電システムの助成単価は、新築住宅か既存住宅かで異なります。

Q 5 固定価格買取制度（FIT）の活用は可能ですか？

A

全量売電、余剰売電ともに可能です。

Q 6 他の補助金との併給は可能ですか。

A

助成対象となる太陽光発電システム等について、本助成金以外には都又は公社から交付される助成金等を受給できません。また、国及び区市町村からの補助金を充当する場合にあっては、本助成金額と国等の補助金額の合計額が設置経費を超えない範囲において交付するものとします。

Q 7 住宅兼事務所として使っている建物への太陽光発電システム等の設置は対象になりますか。

A

停電時に太陽光発電システム等からの電気を当該住宅の住民が活用できる場合は対象となります。

Q 8 カーポートへの太陽光発電システム設置は対象になりますか。

A

設置先となるカーポートが住宅の敷地内にあり、停電時に太陽光発電システムからの電気を当該住宅の住民が活用できる場合は対象となります。

Q 9 何らかの事情で住宅所有者との契約を解除する場合、助成金返還の必要がありますか。

A

住宅所有者・助成事業者どちらの都合かに関わらず、初期費用ゼロサービスが契約された日から10年間が経過する前に契約が解除された場合には、助成事業者は以下の計算式に基づき助成金を返還する必要があります。

返還額

=助成金額 - (助成金額 / 120ヶ月) × 初期費用ゼロサービス契約の経過月数

<主に事業者向け>

Q 1 0 助成対象となる「住宅」の定義は何ですか。常に居住しているわけではない別荘等の建物は対象となりますか。

A

住宅の定義は「人の居住の用に供する家屋又は家屋の部分(人の居住の用以外の用に供する家屋の部分との共用に供する部分を含む。)」です（実施要綱第3条第一号参照）。別荘等の常に居住しているわけではない建物であっても排除はしていませんが、詳細は個別に公社へお問合せください。

Q 1 1 助成金額が住宅所有者に請求するサービス料金等の総額を上回る場合、助成金をどのように住宅所有者に還元すればいいですか。

A

助成金の全額還元により、住宅所有者の負担を軽減できるよう、事業プランの内容を検討してください。

Q 1 2 「電力販売」による太陽光発電システム等設置サービスをしています。太陽光発電システムからの電気の従量料金単価（円／kW）を引き下げることで、住宅所有者に還元を行っても良いですか。契約期間の想定発電量を推定し、助成金全額が還元されると思われる従量料金を設定する予定です。

A

太陽光発電システムからの電気の従量料金単価を引き下げる方法では、実際の発電量によって助成金全額が住宅所有者に還元されない可能性があるため認められません。

毎月の料金から割り引く等の方法で、契約期間内に住宅所有者に必ず助成金全額を還元してください。

Q 1 3 住宅所有者へ助成金全額を一括で最初に支払ってしまってもいいですか。

A

住宅所有者への助成金の還元は、最初に一括であっても、サービス料金等からの割引であっても構いません。契約期間内に助成金総額を住宅所有者に還元してください。

Q 1 4 助成金の交付申請にあたり、住宅所有者と契約締結し、かつ太陽光発電システム等が設置されている必要があるとのことですが、設置とはどのような状態を指しますか。

電力会社との接続契約やF I T認定手続きが終了していないといけないのでしょうか。

A

本事業での「設置」とは、太陽光発電システム等を住宅屋根等に物理的に設置する工事が完了し、東京電力パワーグリッドとの接続契約が締結されている状態を指します。F I T認定手続きが終了していることを求めるものではありません。

Q 1 5 建売住宅や分譲住宅について、住宅建築と同時に太陽光発電システム等を設置して売り出すため、太陽光発電システム等の設置が初期費用ゼロサービスの契約より前になることがあります。このような場合でも助成対象になりますか。

A

初期費用ゼロサービスの契約日が当該サービスにかかる事業プランの登録日以降であれば、当該サービスの契約日よりも前に太陽光発電システム等が設置してあっても助成対象になります。ただし、住宅所有者（入居者）が決定し、初期費用ゼロサービスに係る契約を締結した後に交付申請してください。

また、住宅会社が住宅建築の際に太陽光発電システム等を設置する場合は、領収書の内訳書で助成対象経費と助成対象外の経費が判別できるようにしてください。

Q 1 6 助成を受けるには、必ず登録した事業プランと同じ利用料金で契約を結ぶ必要があるのでしょうか。

A

登録事業プランと実際の設置では、新築・既存や屋根材等の住宅仕様、太陽光発電システム等の設置容量等の前提が異なる場合があるため、実際の契約において登録事業プランの価格で提示されたサービス利用料金と異なることは問題ありません。ただし、契約相手先である住宅所有者に対し、登録された料金と異なる理由等について丁寧に説明し、理解を得てください。

Q 1 7 初期費用ゼロサービスを提供する事業者が助成金受領後に倒産した場合、助成金返還の扱いはどうなりますか。

A

事業が承継され、設置された太陽光発電システム等が引き続き助成目的に合った形で利用されている場合には、初期費用ゼロサービスの契約が継続するため、助成金返還の必要はありません。その他のケースについては、公社へ個別にお問合せください。

Q 1 8 事業プランの登録後に分社や合併によって法人が変わった場合、登録した事業プランは引き継がれますか。

A

分社・合併されたことが分かる書類等を提出し、事業者の変更に伴う届出をしていただきます。

Q 1 9 不動産会社所有の戸建（賃貸物件）への設置の場合は、入居状況に関わらず申請可能ですか。また、初期費用ゼロで太陽光発電システム等を設置するサービスを提供する事業者からの助成金還元先は不動産会社ですか、入居者ですか。

A

申請可能です。不動産会社所有の賃貸物件の場合には、住宅所有者である当該不動産会社に、助成金を還元してください。

Q 2 0 二世帯住宅について、各住戸が個別の受電契約により初期費用ゼロサービスの契約をした場合は、どのように申請すればいいですか。

A

初期費用ゼロサービスの契約ごとに、各住戸で交付申請をおこなってください。

Q 2 1 未使用品はどのような基準で判断するのでしょうか。

A

提出していただく保証書により、設置した太陽光発電システムや蓄電池システムが発電及び蓄電をしていないことを確認できれば、未使用品とします。

Q 2 2 各種申請書類の返却は可能ですか。

A

提出された申請書類については原則返却いたしませんので、助成対象事業者用として手元に控えを1部ご用意ください。

Q 2 3 契約が終わったら住宅所有者に無償譲渡する義務はありますか。

A

契約終了後の太陽光発電システム等の無償譲渡の義務はありません。

Q 2 4 特別養護老人ホームやサービス付高齢者向き住宅等、高齢者福祉施設は助成対象となりますか。

A

入居者の住民票が移されていれば住宅とみなし、助成対象となります。

Q 2 5 太陽光発電システムから得られる電気の環境価値の取り扱いについて、制限はありますか。

A

住宅所有者から環境価値の譲渡を受ける事業プランにおいては、譲渡を受けた環境価値は都内で活用するようしてください。

Q 2 6 自社製品の太陽光発電システム等を設置する場合や、設置工事を自社で行う場合、領収書が提出できないのですがどうすればいいですか。

A

機器明細書や工事明細書を領収書の代わりに提出してください。その際、市場流通価格等にて経費計上してください（交付申請様式第2号様式の27参照）。

Q 2 7 住宅が売れるまでの間、デベロッパーと初期ゼロ契約をして交付申請することは可能ですか。

A

申請可能です。ただし、入居者又はオーナー等への助成金還元を想定している事業のため、売却を前提として住宅を所有するデベロッパー等事業者には助成金を還元しないでください。

住宅が入居者又はオーナー等に売却された後に、プラン登録事業者が住宅所有者に対して一括で助成金を還元するスキームとして、あらかじめ別途プランを登録のうえ、初期ゼロサービスのご契約及び交付申請をお願いいたします。

プラン登録事業者は、交付申請後、住宅が入居者又はオーナー等に売却されたことを確認してから、初期ゼロサービスの契約者を入居者又はオーナー等に変更し、助成金を一括で還元してください。

<主に住宅所有者向け>

Q 2 8 自宅の屋根に太陽光発電システムを設置したいのですが、住宅所有者がこの助成金を申請することは可能でしょうか。

A

本助成金は、初期費用ゼロで太陽光発電システム等を設置するサービスを提供する事業者が申請者となるため、住宅所有者は本助成金を申請することはできません。

一方、助成金は事業者に支払われますが、利用料の低減等を通じ、助成金は全額、住宅所有者に還元されます。登録された事業プランは一覧で公表しますので、設置検討の参考としてください。

Q 2 9 登録された事業プランは信用できるものでしょうか。

A

登録された事業プランは、助成金が住宅所有者に還元されることや非常用電源としての機能を持っていること等、初期費用ゼロサービスとしての一定の要件を満たしていることを審査したものであり、都又は公社が登録事業者やその事業内容を全て保証するものではありません。登録された事業プランは一覧で公表されますので、事業プランの詳細な内容は各事業者にご確認いただき、比較検討していただきますようお願いいたします。

また、事業者との契約に当たっては、助成対象となる登録された事業プランかをよくご確認の上契約してください。

Q 3 0 本助成金を利用し太陽光発電システム等を設置した後に、太陽光発電システム等の不具合が発生したらどうすればいいですか。

A

登録された事業プランにより設置された太陽光発電システム等が故障した場合、事業者又は機器製造者により速やかな交換又は修理が行われます。不具合が発生した場合には、契約内容をご確認頂き、事業者又は機器製造者にご連絡ください。

Q 3 1 サービスが途中で打ち切られることはないのでしょうか。

A

登録された事業プランは、最低 10 年間はサービスが継続されるものです。

契約期間の途中での解約については、事業者との契約書をよくご確認ください。契約内容及び途中解約理由によっては、還元済み助成金の一部返還等の責務が発生することがあります。